

改正 (案)	現行	備考
<p style="text-align: right;">空乗第2039号 平成10年3月20日 (制定) <u>国空安政第2214号</u> <u>令和7年12月24日 (最終改正)</u></p> <p style="text-align: center;">操縦士実地試験実施細則 事業用操縦士 (1人で操縦できる飛行機)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課</p>	<p style="text-align: right;">空乗第2039号 平成10年3月20日 (制定) <u>国空航第3037号</u> <u>令和4年3月29日 (最終改正)</u></p> <p style="text-align: center;">操縦士実地試験実施細則 事業用操縦士 (1人で操縦できる飛行機)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課</p>	

改正 (案)	現 行	備 考
<p>I. 一般</p> <p>1. 1人で操縦できる飛行機に係る事業用操縦士の実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。</p> <p>2. 実技試験における横風離着陸、後方乱気流の回避等の科目であって、気象状態、飛行状態等によりその環境を設定できない場合は、当該科目を実施する場合の操作要領、留意事項等について口述による試験を行うことにより実技試験に代えることができる。なお、「II-2. 実技試験」及び「III-2. 実技試験」の実施要領に「口述」とあるのは運航中、状況を模擬に設定し、その処置を口頭により説明させ又は模擬操作を行わせることを意味する。</p> <p>3. 発動機を模擬不作動として行う科目を飛行訓練装置を使用して実施する場合は、完全な不作動状態で行わせる。</p> <p>4. ILS進入における決心高度は、原則として接地帯標高に200フィートを加えた高さとする。<u>ILS進入が実施できない場合、LPV進入（原則、決心高200フィート。止むを得ない場合は決心高250フィート以下。）は精密進入として扱うことができる。</u></p> <p>5. 試験官が必要と認めた場合であって、管制機関の承認を受けた場合は、公示された進入方式及び進入復行方式以外の方式により飛行することができる。</p> <p>6. フードの使用は、次のとおりとする。</p> <p>6-1 フードの要件</p> <p>6-1-1 着脱が容易であること。</p> <p>6-1-2 試験実施中、装着状態が不安定とならないこと。</p> <p>6-1-3 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。</p> <p>6-1-4 教官席からの視界を妨げないものであること。</p> <p>6-2 フードの使用を終了すべき時期</p> <p><u>精密</u>進入に続いて進入復行を実施した場合は、航空機が進入復行方式において定められている旋回開始高度及び対地高度500フィートのうち、いずれか低い高度に達したとき。</p>	<p>I. 一般</p> <p>1. 1人で操縦できる飛行機に係る事業用操縦士の実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。</p> <p>2. 実技試験における横風離着陸、後方乱気流の回避等の科目であって、気象状態、飛行状態等によりその環境を設定できない場合は、当該科目を実施する場合の操作要領、留意事項等について口述による試験を行うことにより実技試験に代えることができる。なお、「II-2. 実技試験」及び「III-2. 実技試験」の実施要領に「口述」とあるのは運航中、状況を模擬に設定し、その処置を口頭により説明させ又は模擬操作を行わせることを意味する。</p> <p>3. 発動機を模擬不作動として行う科目を飛行訓練装置を使用して実施する場合は、完全な不作動状態で行わせる。</p> <p>4. ILS進入における決心高度は、原則として接地帯標高に200フィートを加えた高さとする。</p> <p>5. 試験官が必要と認めた場合であって、管制機関の承認を受けた場合は、公示された進入方式及び進入復行方式以外の方式により飛行することができる。</p> <p>6. フードの使用は、次のとおりとする。</p> <p>6-1 フードの要件</p> <p>6-1-1 着脱が容易であること。</p> <p>6-1-2 試験実施中、装着状態が不安定とならないこと。</p> <p>6-1-3 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。</p> <p>6-1-4 教官席からの視界を妨げないものであること。</p> <p>6-2 フードの使用を終了すべき時期</p> <p><u>ILS</u>進入に続いて進入復行を実施した場合は、航空機が進入復行方式において定められている旋回開始高度及び対地高度500フィートのうち、いずれか低い高度に達したとき。</p>	<p>新規</p>

改正 (案)				現行				備考
5-2. 計器飛行方式による飛行				5-2. 計器飛行方式による飛行				
(目的) 計器飛行による操作について判定する。				(目的) 計器飛行による操作について判定する。				
(注) 計器飛行証明を有し、単発機のみを限定を有する者が多発機で受験する場合に行う。				(注) 計器飛行証明を有し、単発機のみを限定を有する者が多発機で受験する場合に行う。				
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
5-2-1	進入復行方式	<p>所定の方式により1発動機模擬不作動状態でILS進入を行い、決心高度において外部視認不可能な状況を想定して進入復行を行わせる。</p> <p>(注) (9-1)のうち(計器飛行証明を有し多発機で受験する場合)と組み合わせで行うことができる。</p>	<p>1. 決心高度で速やかに復行操作を開始し、所定の方式に従って飛行できること。</p> <p>2. 進入復行中の諸元は、<u>上昇中に高度指定のある場合は±100フィート</u> <u>針路又はコースは±10度</u></p> <p><u>特定の針路で飛行する場合は、針路は ±10度以内の変化であること。</u></p> <p><u>トラッキングを行う場合は、C DIフルスケール又はRMIの±10度以内の変化であること。</u></p> <p>3. 速度は1発動機不作動時の最良上昇率速度から±5ノット以内の変化であること。</p>	5-2-1	進入復行方式	<p>所定の方式により1発動機模擬不作動状態でILS進入を行い、決心高度において外部視認不可能な状況を想定して進入復行を行わせる。</p> <p>(注) (9-1)のうち(計器飛行証明を有し多発機で受験する場合)と組み合わせで行うことができる。</p>	<p>1. 決心高度で速やかに復行操作を開始し、所定の方式に従って飛行できること。</p> <p>2. <u>直線上昇中、航跡は概ねローカライザーの延長線上にあること。</u></p> <p>3. 速度は1発動機不作動時の最良上昇率速度から±5ノット以内の変化であること。</p>	修正

改正 (案)				現行				備考
6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行				6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行				
(目的) 飛行姿勢、速度、出力の変化を伴う各種操作及び型式固有の特性に応じた操作について判定する。				(目的) 飛行姿勢、速度、出力の変化を伴う各種操作及び型式固有の特性に応じた操作について判定する。				
(注) 多発機は、(6-4)を行わない。				(注) 多発機は、(6-4)を行わない。				
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
6-3	急旋回	<u>傾斜角 45 度で左右 360 度旋回を連続して行わせる。</u>	<u>(削除)</u> 飛行中の諸元は、 高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 針路は±10 度 (旋回停止時、切り返し時) <u>傾斜角は±5 度</u> 以内の変化であること。	6-3	急旋回	<u>1. 傾斜角は少なくとも 50 度で 360 度旋回を左右連続して行わせる。</u> <u>2. 高度、速度を維持するよう出力を調整させる。</u>	<u>1. 円滑で調和された操舵であること。</u> <u>2. 飛行中の諸元は、</u> 高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 針路は±10 度 (旋回停止時、切り返し時) <u>(新設)</u> 以内の変化であること。	

改正 (案)				現行				備考
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
7-2	野外飛行	<p>次により野外飛行を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受験者が作成した野外飛行計画に基づき飛行を開始させる。</li> <li>2. 修正針路が確定し、最初の着陸地又は変針点の予定到着時刻が確定するまでは、当初の計画に従って飛行させる。</li> <li>3. 少なくとも1回、風の算出及び無線方位線上の飛行を行わせる。</li> <li>4. 少なくとも1経路については無線施設を利用しないで予定の経路を飛行させる。</li> <li>5. <u>生地着陸を行わせる。</u></li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地点標定を正確に行い、予定経路の2海里以内を飛行できること。(地点標定ができない場合を除く。)</li> <li>2. 風の算出、無線方位線上の飛行が正しくできること。</li> <li>3. 飛行中必要な情報を入手し、有効に利用できること。</li> <li>4. 管制機関と円滑に連絡できること。</li> <li>5. 航法諸元を円滑に算出できること。</li> <li>6. 無線施設を有効に利用できること。</li> <li>7. 気象の変化に対応できること。</li> <li>8. 変針点又は目的地への到着時刻の誤差は、各経路における最初の確認点で算出した予定到着時刻の±3分以内であること。</li> <li>9. 巡航中の諸元は、高度は±200フィート針路は±10度以内の変化であること。</li> <li>10. 安全かつ効率的な野外飛行が行えること。</li> </ol>	7-2	野外飛行	<p>次により野外飛行を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受験者が作成した野外飛行計画に基づき飛行を開始させる。</li> <li>2. 修正針路が確定し、最初の着陸地又は変針点の予定到着時刻が確定するまでは、当初の計画に従って飛行させる。</li> <li>3. 少なくとも1回、風の算出及び無線方位線上の飛行を行わせる。</li> <li>4. 少なくとも1経路については無線施設を利用しないで予定の経路を飛行させる。</li> </ol> <p><u>(新設)</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地点標定を正確に行い、予定経路の2海里以内を飛行できること。(地点標定ができない場合を除く。)</li> <li>2. 風の算出、無線方位線上の飛行が正しくできること。</li> <li>3. 飛行中必要な情報を入手し、有効に利用できること。</li> <li>4. 管制機関と円滑に連絡できること。</li> <li>5. 航法諸元を円滑に算出できること。</li> <li>6. 無線施設を有効に利用できること。</li> <li>7. 気象の変化に対応できること。</li> <li>8. 変針点又は目的地への到着時刻の誤差は、各経路における最初の確認点で算出した予定到着時刻の±3分以内であること。</li> <li>9. 巡航中の諸元は、高度は±200フィート針路は±10度以内の変化であること。</li> <li>10. 安全かつ効率的な野外飛行が行えること。</li> </ol>	

改正 (案)	現 行	備 考
<p>附 則 (平成25年11月8日 国空航第555号)</p> <p>1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和2年12月22日 国空航第2175号)</p> <p>この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年9月29日 国空航第1350号)</p> <p>この改正通達は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和4年3月29日 国空航第3037号)</p> <p>この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和7年12月24日 国空安政第2214号)</u></p> <p>1. <u>この改正通達は、令和8年1月1日から施行する。</u></p> <p>2. <u>この改正通達は、令和8年3月31日までは、従前どおりとすることができる。</u></p>	<p>附 則 (平成25年11月8日 国空航第555号)</p> <p>1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和2年12月22日 国空航第2175号)</p> <p>この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年9月29日 国空航第1350号)</p> <p>この改正通達は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和4年3月29日 国空航第3037号)</p> <p>この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	